

## 山辺・県北西部広域環境衛生組合

### 総合評価落札方式（高度技術提案型）実施要領

#### （趣 旨）

第1条 この要領は、山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「組合」という。）が発注する公共工事及び業務委託（以下「事業」という。）において、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が組合にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

#### （対象事業）

第2条 総合評価落札方式を適用することができる事業は、総合評価落札方式により落札者を決定した方が組合にとって有利であると認められる業務委託を含む、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に、工事に関連して生じる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (4) その他、入札価格に加えて入札者が提示する簡易な施工計画、施工能力、実績等を総合的に評価することによって粗雑工事等の防止、不良不適格業者の排除を図り、その結果として工事目的物の性能、品質の確保または向上、維持管理費の軽減等につながるが見込まれる工事

(適用事業)

第3条 前条の規定により総合評価落札方式を適用する事業は、山辺・県北西部広域環境衛生組合同規約第14条の規定により設置された、山辺・県北西部広域環境衛生組合運営協議会において選定するものとする。

2 組合は、前項により選定された場合、(仮称)山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会設置要綱により、(仮称)山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置するものとする。

(実施方式)

第4条 総合評価落札方式の実施方式は、高度な技術提案及び企画提案を要する事業について、設計段階からの工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性、環境に関する性能、ライフサイクルコスト等の技術提案及び運営維持管理業務の企画提案並びに入札価格を総合的に評価する高度技術提案型によるものとする。

(入札公告)

第5条 組合は、総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、あらかじめ次の事項について公告する。

- (1) 総合評価落札方式を適用して入札を実施する事業であること
- (2) 当該入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が組合にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)
- (3) その他、総合評価落札方式を適用するために必要な事項

(落札者決定基準)

第6条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとし、選定委員会の審議を経て定めなければならない。

(学識経験者の意見の聴取)

第7条 選定委員会は、次の各号に掲げる場合において、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めるとき
- (2) 落札者を決定するとき。ただし、前号において、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見があったとき

(落札者の決定方法等)

第8条 落札者の決定方法は、第6条の規定により定められた評価の方法により評価値を算出し、入札価格が予定価格を超えない入札を行った者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

- 2 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定することとする。
- 3 落札者が決定した場合は公表するものとする。

(技術的工夫、技術提案及び企画提案の審査等)

第9条 技術的工夫、技術提案及び企画提案の審査並びに価格評価（以下「技術提案等」という。）は、選定委員会において行う。

- 2 選定委員会は、必要があると認めたときは提案者に対し、技術提案等の内容についてヒアリングを実施することができる。
- 3 選定委員会は、技術提案等の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案等となる場合や一部の不備を解決できる場合には、提案者に当該技術提案等の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。

(責任の所在等)

第10条 落札者は、技術提案等に係る内容の適正な履行について、責任を負う。

- 2 落札者が技術提案等に係る内容を履行することができなかった場合は、再

度の履行義務を課すとともに、その態様、程度に応じて悪質な行為があると認められる場合、組合は、契約の解除等の措置を講じることができる。

(技術提案等にかかる賠償金)

第 11 条 前条第 2 項に定める措置のほか、落札者が技術提案等に係る内容を履行できなかった場合で組合が再度の施工又は履行を認めない場合、落札者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合、その他別に定める場合はこの限りでない。

(技術提案等の保護)

第 12 条 技術提案等については、以後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(秘密の保持)

第 13 条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。